

## 幸田町成年後見制度における町長申立に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき町長が後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）開始の審判の申立を行い、もって判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の生活自立の援助と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (審判申立の対象者と判定基準)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げる事項を総合的に考慮した上で、要支援者の保護のために町長が申立を行うことが必要と認めた者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の親族の存否及び当該親族が成年後見等開始審判申立を行う意思の有無
- (4) 対象者の福祉を図るために必要な事情

### (町民等の町長への要請)

第3条 次に掲げる者は、対象者が第1条に規定する後見等を必要とする状態にあると判断したときは、後見等開始の審判の申立を町長に要請することができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に従事する職員及び同法第15条に規定する所員並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する事業に従事する職員
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所の職員
- (3) 民生委員
- (4) その他対象者の日常生活のために有益な援助をしている者

2 前条の要請を受けた町長は、対象者と面談等をし、第2条の判定基準に基づき、速やかに申立を行うものとする。

### (審判申立に係る費用)

第4条 町長は、後見等開始の審判の申立に基づき審判が下され、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が選任されたときは、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条及び非訟事件手続法（昭和31年法律第14号）第26条の規定に基づく審判により、後見人等を通じ、対象者の資産から当該審判に要した費用（鑑定費用を含む。）の返還を求めることができる。ただし、対象者が幸田町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成17年第6号）第2条に規定する対象者である場合は、この限りではない。

### (審判申立の手続)

第5条 後見等開始の審判の申立に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

### (親族等への援助)

第6条 町長は、第2条に掲げる事項について総合的考慮を行うにあたって、対象者の親族に対して、後見等開始の審判の趣旨及び申立に要する費用等について十分説明を行った後に、当該

親族が後見等開始の審判の申立を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、対象者の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を、個人情報保護の趣旨に反しない範囲で提供し、当該親族が行う申立手続等の援助をすることができる。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。